

令和6年度
包括外部監査結果報告書
(概要版)

補助金等に係る財務事務の執行について

令和7年3月

奈良県包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第 1 | 外部監査の概要 | 1 |
| 1 | 外部監査の種類 | 1 |
| 2 | 選定した特定の事件（監査テーマ） | 1 |
| | （1）監査の対象 | 1 |
| | （2）監査対象期間 | 1 |
| 3 | 特定の事件の選定理由 | 1 |
| 4 | 外部監査の方法 | 2 |
| | （1）監査の対象範囲 | 2 |
| | （2）監査要点 | 2 |
| | （3）主な監査手続 | 2 |
| 5 | 外部監査の実施期間 | 3 |
| 6 | 外部監査人補助者の資格及び氏名 | 3 |
| 7 | 利害関係 | 3 |
| 第 2 | 包括外部監査の結果及び意見 | 4 |
| 1 | 調査の概要 | 4 |
| | （1）監査対象業務の選定方法 | 4 |
| | （2）監査の方法 | 5 |
| 2 | 監査報告における「結果」と「意見」の判断基準 | 5 |
| 3 | 結果及び意見の要約 | 6 |
| | （1）監査対象事業と結果及び意見 | 6 |
| | （2）複数の所管課に共通する事項 | 13 |
| | （3）総務部 | 13 |
| | （4）文化・教育・くらし創造部 | 15 |
| | （5）福祉医療部 | 16 |
| | （6）水循環・森林・景観環境部 | 20 |
| | （7）産業・観光・雇用振興部 | 20 |
| | （8）食と農の振興部 | 22 |
| | （9）県土マネジメント部 | 24 |
| 第 3 | 総括的な所見 | 25 |

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

補助金等に係る財務事務の執行について

（2）監査対象期間

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和6年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

県の令和5年度一般会計の当初予算額である5,329億円のうち、負担金、補助及び交付金（以下、「補助金等」という。）の予算額は1,627億円と、一般会計予算のおよそ3割を占める重要な項目となっている。

補助金等について、地方自治法第232条の2の規定に基づき、地方公共団体は公益上必要がある場合に補助をすることができるとしている。そのため、交付に係る規則や要綱などの根拠規程により、その歳出目的や公益上の必要性を明確にしなければならない。また、補助金等は一旦交付されると既得権益化する弊害があるとも言われており、補助金等の事業実施後に効果を測定し、事業の継続の要否を不断に検討していく必要があるといえる。したがって、補助金等の歳出目的や公益上の必要性を確認し、その趣旨目的に照らして事務の執行が効果的かつ効率的になされているか、補助事業の効果が継続にあたって考慮されているかを検討することは意義があると考えられる。

また、ここ数年の監査委員監査結果において、補助金等に対する指摘事項が散見され、令和5年3月から令和6年1月に実施された監査委員監査においても6件の指摘事項が検出されている。その内容は、県の例規の遵守状況に関するものが中心であり、合規性の面でも補助金等に関して検討することには意義があると考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って多額の補助金等が交付されてきたが、令和5年5月に感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））の位置づけが5類感染症となったため、補助金等の見直しが必須な状況となっている。

このような状況から、補助金等に係る財務事務の執行が効率的かつ効果的になされているか、合規性の観点から、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

補助金等の財務事務を監査対象とする。対象部署は一般会計及び特別会計の部局とする。

(2) 監査要点

- ① 補助金等の交付に係る事務の執行は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、県が定める条例その他の法令等に従い適切に行われているか。
- ② 補助金等の公益性や政策目的適合性が検討されているか。
- ③ 補助金等の算定方法が要綱等で明確化されているか。
- ④ 補助金等の実績報告の審査が適切に実施されているか。
- ⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか。
- ⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか。

(3) 主な監査手続

(合規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定等が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 補助金等の交付先から提出された書類が要綱等に整合しているか、もしくは提出漏れがないか否かを確認しているか。
- ・ 補助金等の交付先から提出された資料の根拠資料を確認しているか 等

(経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 補助金等の必要性の検討や、効果測定が実施されているか。
- ・ 補助金等の低減に向けた取り組みが実施されているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和6年7月16日 至令和7年3月31日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

| | | |
|------------|----|-----|
| 公認会計士 | 江見 | 拓馬 |
| 公認会計士 | 永田 | 祐司 |
| 公認会計士 | 岡 | 大貴 |
| 公認会計士 | 守谷 | 義広 |
| 公認会計士試験合格者 | 中村 | 厚志 |
| 公認会計士試験合格者 | 廣納 | なつみ |
| 公認会計士試験合格者 | 増村 | 有咲 |

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果及び意見

1 調査の概要

(1) 監査対象業務の選定方法

① 母集団の作成

県より令和5年度の歳出執行明細データ（令和6年7月11日現在）を入手し、節細節名が「負担金、補助及び交付金」となっている歳出データを抽出した。当該歳出データは支出負担行為ごとに作成されるため、事業名で集約し、事業ごとの執行額を把握した。当該集計データには、補助金等に該当しない市町村に対する普通交付税や、法律で県が市町村に対して一定の基準に基づき一律に交付するような事業が含まれているため、今回の監査テーマにそぐわないと判断し、母集団から除外している（15事業、149,346,054千円）。

続いて、負担金についても母集団から除外した（30事業、91,913,781千円）。理由は、当報告書が扱う補助金・交付金と性質が異なるからである。

※ 負担金とは、国の直轄事業に対する負担金、地方公共団体またはその機関の行う事務に対する負担金、都道府県が行う土木その他の建設事業に対する区市町村の負担金などがある。国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間で一定の事業についてその経費の負担割合が定められているときに、それに従って支出すべき金銭的負担が負担金である。

※ 本報告書で取り扱う補助金・交付金は、公益上必要があると認める事務又は事業に対して、補助金、助成金、交付金等の名称で、予算の範囲内で交付するものであって、相当の反対給付を受けないものをいう。

さらに、直近5年間の包括外部監査で対象となった事業についても、母集団から除外した（6事業、2,806,945千円）。

この結果、母集団は1,026事業、77,729,317千円となった。母集団の算出過程をまとめると、次のとおりとなる。

| 項目 | 事業数 | 執行額（千円） |
|-------------------------|-------|--------------|
| 令和5年度歳出執行明細データ | 1,077 | 321,796,099 |
| 普通交付税等の監査テーマにそぐわない事業の除外 | ▲15 | ▲149,346,054 |
| 負担金の除外 | ▲30 | ▲91,913,781 |
| 直近の監査対象の除外 | ▲6 | ▲2,806,945 |
| 母集団 | 1,026 | 77,729,317 |

② 監査対象業務の選定

母集団のうち、執行額が1億円以上の事業を対象とした。また、執行額が1億円未満の事業であっても、監査テーマ選定の理由の一つである新型コロナウイルス感染症関連の補助金を監査対象とするために、事業名や目的に「新型コロナウ

イルス」が含まれている事業を抽出した。さらに、補助目的や交付先の特徴から、監査人が任意抽出した。監査対象業務の選定過程をまとめると、次のとおりとなる。

| 項目 | 事業数 | 執行額（千円） |
|---------------------|-------|------------|
| 執行額が1億円以上の事業 | 77 | 68,847,042 |
| 新型コロナウイルス感染症関連事業の追加 | 14 | 259,846 |
| その他監査人が任意に抽出した事業 | 20 | 717,796 |
| 計 | 111 | 69,824,685 |
| (参考) 母集団に占める割合 | 10.8% | 89.8% |

(2) 監査の方法

選定した監査対象事業について、調査票を送付して所管から回答を取得し、各補助事業の概要を把握した。調査票の内容については、本編を参照されたい。

また、当該調査票の入手に際し、補助金等の根拠法令や補助金等の交付要綱も入手し、概要の把握につとめた。また、必要に応じて以下の資料を閲覧した。

- ・ 補助事業に関する予算積算資料
- ・ 補助金等交付事業実施に関する県の決裁資料
- ・ 申請者からの申請書類、及び県の審査・決定関連書類
- ・ 補助金等交付先からの実績報告書類、及び県の確認・検査関連書類
- ・ 補助金等交付先への監査・指導等関連資料
- ・ 補助事業等の総括、効果検討に関する資料

さらに、資料閲覧の結果、各所管課に対して監査人から質問リストを送付し、回答を入手するとともに、必要に応じて所管課の担当者との面談も実施した。

2 監査報告における「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

3 結果及び意見の要約

（１）監査対象事業と結果及び意見

監査対象とした 111 件の事業について、37 件の結果及び 45 件の意見が検出された。（２）以降で結果及び意見の要約を記載し、詳細な内容については本編を参照されたい。

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び意見 |
|--------------|-----|--------------------------|-----------|--------------------|
| 総務部 | | | | |
| 市町村振興課 | 1 | 自治会等連携補助金 | 4,454 | 結果 2 意見 4,5,6,7 |
| 消防救急課 | 2 | 奈良県 LP ガス料金高騰対策補助金 | 593,955 | 意見 8 |
| | 3 | 新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援事業 | 7,201 | 結果 3 |
| 奥大和地域活力推進課 | 4 | 南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金 | 5,000 | 結果 4,5 意見 9 |
| 防災統括室 | 5 | 新型コロナウイルス検査促進補助金 | 21,205 | — |
| 文化・教育・くらし創造部 | | | | |
| 文化財保存課 | 6 | 重要文化財保存事業費補助金（建造物） | 114,895 | 結果 6 意見 10 |
| スポーツ振興課 | 7 | トップアスリート育成支援事業補助金 | 65,000 | 結果 7,8 意見 11 |
| 教育振興課 | 8 | 私立学校教育経常費補助金 | 5,417,369 | 結果 9 |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|---------------|-----|--------------------------------------|-----------|------------|
| | 9 | 私立高等学校等就学支援 事業 | 3,008,249 | — |
| | 10 | 私立幼稚園教育経常費補 助金 | 759,556 | 結果 10 |
| | 11 | 幼児教育無償化事業（私立 幼稚園（旧制度）） | 261,924 | — |
| | 12 | 私学退職金資金社団補助 金 | 174,800 | — |
| | 13 | 特別支援教育振興費補助 金 | 141,120 | 結果 11 |
| | 14 | 私立高等学校授業料軽減 補助金 | 118,479 | — |
| | 15 | 幼児教育の質の向上のため の緊急環境整備事業（コ ロナ対応） | 6,930 | — |
| 人権施策課 | 16 | 隣保館運営費補助金 | 189,100 | — |
| | 17 | 隣保館整備事業（普通建 設） | 185,280 | — |
| 女性活躍推進課 | 18 | 奈良県出産・子育て応援交 付金 | 194,241 | 意見 12 |
| 奈良っ子 はぐくみ課 | 19 | 施設型給付費等県費交付 金 | 4,490,423 | — |
| | 20 | 施設型給付費等県費補助 金 | 274,582 | 意見 13 |
| | 21 | 障害児保育質向上事業 | 137,040 | 結果 12,13 |
| | 22 | 保育対策総合支援事業 | 136,482 | — |
| | 23 | 子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付 金 事業費 | 597 | — |
| | 24 | 認可外保育施設感染拡大 防止対策支援事業 | 289 | — |
| 福祉医療部 | | | | |
| 地域福祉課 | 25 | 地域支援事業交付金 | 1,009,620 | — |
| | 26 | 市町村地域生活支援事業 | 252,238 | — |
| | 27 | 社会福祉施設職員退職手 当共済補助事業補助金 | 246,824 | — |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|------------------|-----|--|-----------|-------------------|
| | 28 | 一般財団法人かがやき ホーム事業費補助金 | 39,610 | — |
| 長寿・福祉人材 確保対策課 | 29 | ならシニア元気フェスタ 開催事業 | 3,800 | 結果 14 |
| 障害福祉課 | 30 | 障害者福祉施設整備事業 補助 | 130,660 | 意見 14,15 |
| | 31 | 障害福祉サービス事業所・ 施設における光熱費等高 騰対策（補助金） | 111,571 | — |
| 医療保険課 | 32 | 子ども医療費助成事業 | 1,744,235 | — |
| | 33 | 心身障害者医療費助成事 業 | 625,179 | — |
| | 34 | 重度心身障害老人等医療 費助成事業 | 432,974 | — |
| | 35 | ひとり親家庭等医療費助 成事業 | 292,703 | — |
| 介護保険課 | 36 | 地域密着型サービス施設 等整備促進事業 | 1,227,454 | 結果 15 意見 16,17 |
| | 37 | 新型コロナウイルス感染 症流行下における介護サ ービス事業所等のサービ ス提供体制確保事業 | 1,097,584 | 結果 16 |
| | 38 | 軽費老人ホーム運営費助 成事業 | 538,126 | 結果 17 |
| | 39 | 介護サービス事業所・施設 における光熱費等高騰対 策事業 | 527,760 | 結果 18 |
| | 40 | 高齢者施設等の防災・減災 対策等整備促進事業 | 254,421 | 結果 19,20 意見 18 |
| | 41 | 地域密着型サービス施設 等整備促進事業（高齢者福 祉施設等感染拡大防止事 業） | 158,434 | 意見 19 |
| | 42 | 老人福祉施設整備事業 | 96,000 | 結果 21 意見 20,21 |
| 地域医療連携課 | 43 | 医療機関物価高騰対策支 援事業 | 665,826 | 結果 22 |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|-----------|-----|-----------------------------|-----------|-------------|
| | 44 | ドクターヘリ運航推進事業補助金 | 310,958 | 意見 22 |
| | 45 | へき地医療拠点病院施設整備事業 | 152,439 | — |
| | 46 | 外来協力医療機関設備整備等補助事業 | 130,576 | — |
| | 47 | 入院医療機関設備整備費等補助事業 | 52,321 | 結果 23 |
| | 48 | 救急・周産期・小児医療機関設備整備補助事業 | 15,953 | — |
| | 49 | 重点医療機関設備整備補助事業 | 11,957 | — |
| | 50 | 発熱外来クリニック設置補助事業 | 4,947 | — |
| | 51 | 新型コロナウイルス感染症屋外診察体制整備事業（補助費） | 4,540 | — |
| 病院マネジメント課 | 52 | 医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業（先行整備） | 8,467,631 | — |
| | 53 | 新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業 | 1,609,185 | 結果 24,25,26 |
| | 54 | 公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金 | 5,048,681 | — |
| | 55 | 奈良県立病院機構運営費交付金 | 3,339,665 | — |
| | 56 | 公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金 | 219,785 | 結果 27 |
| | 57 | 南和広域医療企業団運営費補助事業 | 119,623 | — |
| | 58 | 南和地域公立病院整備支援事業（償還金補助） | 111,437 | — |
| 健康推進課 | 59 | 自宅待機者等支援事業（補助） | 32,231 | — |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|--------------|-----|--------------------------------|-----------|------------|
| | 60 | 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査 | 1,602 | 意見 23 |
| 疾病対策課 | 61 | 精神障害者医療費助成事業 | 482,056 | — |
| | 62 | 医療施設近代化施設整備事業 | 143,862 | 結果 28 |
| | 63 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネットワーク強化事業補助金 | 4,073 | — |
| 水循環・森林・景観環境部 | | | | |
| 水資源政策課 | 64 | 水道施設等耐震化等事業 | 766,538 | — |
| | 65 | 簡易水道等整備推進事業 | 121,052 | 意見 24 |
| 森と人の共生推進課 | 66 | 駆除事業補助金 | 1,585 | 結果 29 |
| 森林資源生産課 | 67 | 森林資源適正管理推進事業 | 248,054 | — |
| | 68 | 奈良型作業道重点開設事業 | 205,039 | — |
| | 69 | 木材生産強化事業 | 111,684 | — |
| 奈良の木ブランド課 | 70 | 木材加工流通施設整備事業 | 166,995 | — |
| 環境政策課 | 71 | 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金 | 112,010 | 結果 30 |
| 産業・観光・雇用振興部 | | | | |
| 地域産業課 | 72 | 制度融資利子補給金 | 3,869,438 | — |
| | 73 | 制度融資利子補給金（国対応分（新型コロナウイルス感染症）） | 1,734,832 | — |
| | 74 | 保証料補給金 | 1,475,068 | — |
| | 75 | 経営指導員等職員設置事業 | 935,113 | — |
| | 76 | 中小企業関係団体連携拠点事業補助 | 300,000 | 意見 25 |
| | 77 | 政策推進事業 | 71,822 | 意見 26,27 |
| | 78 | 奈良県中小企業団体中央会補助事業 | 59,805 | 意見 28 |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|---------------|-----|--------------------------|---------|-------------------|
| | 79 | 商工会連合会活動推進事業補助金 | 4,410 | 意見 29 |
| 産業振興総合センター | 80 | 燃料価格激変緩和対策事業 | 288,000 | — |
| | 81 | 運輸事業振興助成交付金 | 163,198 | 結果 31 |
| | 82 | 地域産業振興センター補助事業（人件費） | 106,734 | — |
| | 83 | 研究開発補助事業（補助金） | 59,324 | 意見 30,31 |
| 企業立地推進課 | 84 | 企業立地促進補助事業 | 398,800 | 意見 32 |
| | 85 | 奈良県宿泊施設立地促進事業補助金 | 49,000 | 意見 33 |
| 雇用政策課 | 86 | 奈良県職業能力開発協会補助金 | 41,063 | — |
| ならの観光力向上課 | 87 | 県内宿泊施設支援給付事業（補助費） | 88,008 | 意見 34,35 |
| 食と農の振興部 | | | | |
| 中央卸売市場再整備推進室 | 88 | 奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金 | 48,655 | 結果 32 意見 36 |
| 豊かな食と農の振興課 | 89 | 奈良フードフェスティバル開催事業補助金 | 4,050 | 結果 33 意見 37,38 |
| 農業水産振興課 | 90 | 鳥獣被害防止整備事業 | 114,049 | — |
| | 91 | 鳥獣被害防止活動支援事業 | 63,881 | — |
| 畜産課 | 92 | 施設管理事業運営費補助 | 228,538 | — |
| | 93 | 奈良県食肉公社運営補助金（と畜事業運営費補助金） | 142,884 | 意見 39,40 |
| | 94 | 衛生管理設備更新補助 | 22,610 | — |
| 担い手・農地マネジメント課 | 95 | 新規就農者確保事業（補助金） | 183,785 | — |
| | 96 | 農地中間管理機構事業補助金 | 58,163 | 結果 34,35 意見 41 |
| 農村振興課 | 97 | 団体営防災対策事業 | 917,911 | — |
| | 98 | 中山間地域等直接支払事業・交付金 | 252,412 | — |
| | 99 | 多面的機能支払交付金 | 251,956 | 結果 36 |

| 所管課 | No. | 補助金名 | 執行額 | 結果及び 意見 |
|-------------------|-----|----------------------------|-----------|------------|
| | 100 | 農業水利施設整備・診断事業 | 193,741 | 意見 42,43 |
| | 101 | 農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災） | 125,997 | — |
| 県土マネジメント部 | | | | |
| 道路建設課 | 102 | （仮称）奈良 IC 周辺整備補助街路事業（都づくり） | 2,016,280 | — |
| まちづくり 連携推進課 | 103 | 市街地再開発事業費補助 | 215,505 | — |
| | 104 | 市町村とのまちづくり連携推進事業 | 40,860 | — |
| リニア推進・ 地域交通対策課 | 105 | 燃料価格高騰対策事業 | 188,030 | 結果 37 |
| | 106 | 運行費補助金 | 177,478 | — |
| | 107 | 奈良県バス環境向上事業補助金 | 56,440 | — |
| 河川整備課 | 108 | 大和川流域総合治水対策推進事業（都づくり） | 229,318 | — |
| 県土利用政策課 | 109 | 公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金 | 4,782 | 意見 44,45 |
| 教育委員会 | | | | |
| 学校支援課 | 110 | 県立高等学校等就学支援事業 | 1,875,759 | — |
| | 111 | 市町村立高等学校等就学支援事業 | 131,192 | — |

注 執行額は確定額を記載しており、母集団の抽出時点（令和 6 年 7 月 11 日現在）とは一致しない。

(2) 複数の所管課に共通する事項

結果 1

補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額の取り扱いを要綱等で規定していない事例や、要綱で報告する旨を規定しているにも関わらず、報告させていない事例が散見された。補助金の交付先に経済的利益が生じることがないような措置を講ずる必要がある。

意見 1

合規性の観点から補助金の交付先が暴力団員等でないことを担保する必要があるが、交付先から暴力団員等でないことを書面で確認している所管課がある一方、交付先の公益性等を考慮して確認手続を実施していない所管課も見受けられた。所管課の判断によって手続が異なることのないよう、統一的なルールを定めることが望ましい。

意見 2

財産処分制限対象となる資産について、要綱等で規定していない事例や、要綱等で規定しているものの、現物確認や資産台帳の確認を実施していない事例が散見された。交付先が対象となる資産を許可なく処分しないような仕組みづくりが望まれる。

意見 3

補助金に関する県全体のルールは奈良県補助金等交付規則で規定しているが、具体的な事務は各所管課が個別に判断して実施しており、その結果、複数の所管課で同様の課題が見られた。補助金の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望ましい。

(3) 総務部

①市町村振興課

結果 2

補助事業で支出した交通費の根拠資料として、交付先の団体が作成した支払証明書を出している事例があった。交付先の団体が作成する内部資料は証拠力が低いため、証拠力の高い根拠資料の提出を求める必要がある。

意見 4

補助事業実施期間末である 3 月下旬に、補助事業で使用するか疑義のある物品費が支出されている事例があるため、補助金額の確定の際には、慎重に判断することが望ましい。

意見 5

支出の上限額が設定されている備品購入費について、付随費用を含めるか否かを明確化することが望ましい。

意見 6

リース金額（1年分）より購入額が安価である場合にのみ備品購入が認められるが、安価であるか否かについては、交付先の団体の自己申告のみで確認している。比較検討資料を提出させ、確認することが望ましい。

意見 7

交付先の団体が補助対象事業を実施するにあたり、公金を原資としている以上、相見積もりの実施や価格比較の実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

②消防救急課

意見 8

補助対象経費として顧問税理士に対するコンサルティング料等を委託費として支出しているが、金額の妥当性を確認していない。通常の顧問料と比較して高額となっていないか等、交付先に金額の妥当性の説明を求めることが望ましい。

結果 3

交付先が受領した納品書の納品日が空欄となっている事例があり、補助対象期間に納品の事実があったことを受付印の日付のみで確認していた。受付印は容易に改竄可能であるため、納品日が記載された納品書の提出を交付先に求める必要がある。

③奥大和地域活力推進課

結果 4

複数事業年度にわたる事業に対する補助金について実績報告が単年度となっている。事業が複数年度にわたる以上、実績報告も複数年度にわたって実施する必要がある。

結果 5

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 9

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

(4) 文化・教育・くらし創造部

①文化財保存課

結果 6

様式で規定された項目（消費税等仕入控除税額確定報告書提出予定年月）を削除した実績報告書を提出している事例や、記載漏れが散見された。交付先に正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求めるとともに、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める必要がある。

意見 10

補助事業に要する経費の配分について、軽微な変更であれば県の承認を要しないが、具体的な数値基準が要綱等で示されていない。交付先の個別判断により県への変更申請の是非が決定されないよう、客観的に基準を示すことが望ましい。

②スポーツ振興課

結果 7

複数の補助金を受領する交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費である人件費の算出方法を確認していないため、算出方法を確認する必要がある。

結果 8

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 11

補助金の実績報告書の確認のみならず、決算書を入手して、決算書と実績報告書との整合性を検証したり、交付先の経営状態を把握することが望ましい。

③教育振興課

結果 9

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

結果 10

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

結果 11

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

④女性活躍推進課

意見 12

財産処分の制限の対象となる資産について、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

⑤奈良っ子はぐくみ課

意見 13

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

結果 12

補助金の交付先に対する検査権限が要綱で規定されていないため、要綱に規定する必要がある。

結果 13

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

(5) 福祉医療部

①長寿・福祉人材確保対策課

結果 14

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

②障害福祉課

意見 14

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。

意見 15

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

③介護保険課

結果 15

補助金交付先の調達方法について、原則として一般競争入札による旨を要綱に規定しているにも関わらず、実際の調達方法を確認していなかった。要綱に基づいて実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。

意見 16

効果検証のための指標が要綱記載の目的と整合していないため、再考することが望ましい。

意見 17

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

結果 16

補助金申請書類のうち、「記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。」という誓約に対する日付の記載が漏れている事例が 2 件あった。誓約日付が法的効力に影響を与える可能性も否定できないことから、誓約日付が記載された誓約書の入手を徹底する必要がある。

結果 17

補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

結果 18

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。

結果 19

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達を一般競争入札や相見積り等によって実施したか否かを確認していないため、実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。

結果 20

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。

意見 18

効果検証のための目標値を「整備希望予定施設数に対する、整備施設の割合を増加させる」としているが、単純に予算の獲得額が多ければ目標値の達成につながることになるため、目標値の再考が望まれる。

意見 19

財産処分の制限の対象となる資産について、対象となる資産の一覧を提出させているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。

結果 21

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 20

要綱で定める補助金の額の基準額が、平成 18 年度以降一度も変更されていない。状況変化に対応して、基準額の変更の要否を検討することが望ましい。

意見 21

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

④地域医療連携課

結果 22

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 22

実績報告で提出された収支決算書の支出額について、実績ではなく補助金の上限額で記載していた。実態を把握するためにも、実績額で報告させることが望ましい。

結果 23

補助金の交付先が作成した納品実績のみを確認し、実際に納品されたことを証する納品書等の根拠資料を確認していない事例があった。架空の納品実績に基づく補助金の交付が発生しないような仕組みづくりが必要である。

⑤病院マネジメント課

結果 24

補助金の交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費の算出方法を確認していない。補助事業に要しない経費が補助対象経費に含まれないように、算出方法を確認する必要がある。

結果 25

補助金の交付先によって、補助対象経費の範囲が異なっている。中には一般管理費等の間接経費を補助対象経費として報告している事例もあり、補助対象経費と認定するのか慎重に判断する必要がある。

結果 26

実績報告で提出された収支決算書の支出額が実績額と異なっていると考えられ、正確な実績額を報告させる必要がある。

結果 27

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

⑥健康推進課

意見 23

個人への償還払い分について、郵送受付時の本人確認書類が 1 点確認の事例があった。不正受給を防ぐためにも、顔写真付きの本人証明書類以外の場合は 2 点確認を求めることが望ましい。

⑦疾病対策課

結果 28

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

(6) 水循環・森林・景観環境部

①水資源政策課

意見 24

県営水道非給水地域を支援するという方針のもと、制度開始以来 20 年以上の間、補助率は変更されておらず、効果測定も実施されていない。簡易水道事業の継続のあり方について、市町村と県で連携して検討していくことが望ましい。

②森と人の共生推進課

結果 29

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

③環境政策課

結果 30

実績報告に誤りがあるが、特に指摘することなく、補助金の額の確定を実施している。実績報告の確認作業は慎重に実施する必要がある。

(7) 産業・観光・雇用振興部

①地域産業課

意見 25

奈良商工会議所の新会館の取得経費の一部について、中小企業関係団体の連携拠点として活用することを目的に事業費補助を単年度で実施している。効果の発現が将来にわたるため、単年度ごとに必要経費を交付する方法の検討や、単年度で支出するのであれば補助額を慎重に検討することが望ましい。

意見 26

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。

意見 27

目標評価指標を 1 人当たりの指導件数として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。

意見 28

1 組合当たりの指導件数を効果指標として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。

意見 29

奈良県商工会連合会の専務理事の人件費の一部を運営費補助として支出しているが、効果測定が不十分と考えられ、より補助の効果を重視する事業費補助への変更を検討することが望まれる。

②産業振興総合センター

結果 31

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 30

補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の返還を補助対象期間である 3 年間の事業終了後に実施しているが、補助金の交付は年度ごとであるため、年度ごとに返還を求めることが望ましい。

意見 31

補助事業完了後においても、長期間の追跡調査を確実に実施するための体制や仕組みを整備することが望ましい。

③企業立地推進課

意見 32

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

意見 33

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

④ならの観光力向上課

意見 34

補助金の申請が予算に比べて低迷している。所管課では、宿泊施設の個別事情で予算の積算時に比べて申請が少なかったと分析しているが、幅広く事業者を確認し、予算の積算方法に改善の余地がないかを検討することで、今後の補助事業の実施の際に活かすことが望ましい。

意見 35

補助事業の実施に関する効果測定を実施していない。公金を支出する以上、できるだけ効果測定を実施することが望ましい。

(8) 食と農の振興部

①中央卸売市場再整備推進室

結果 32

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 36

交付先の団体が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

②豊かな食と農の振興課

結果 33

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

意見 37

令和 4 年度より成果指標が目標値を大幅に上回っているものの、目標値が据え置きとなっているため、新たな目標値を設定することが望まれる。

意見 38

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、公金を原資としている以上、相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

③畜産課

意見 39

補助金交付に係る実績報告書の信頼をより担保するために、交付先が作成した財務報告書類との整合性を確認することが望ましい。

意見 40

非現金支出である退職給付費用を補助対象経費として認めているため、補助金の交付先に資金が留保されている状態となっている。急な退職金の支出に備えて交付しているとのことであるが、交付先が当該資金を補助目的の退職金以外の支出に流用するリスクが生ずるため、所管課としてリスクの低減に努めることが望ましい。

④担い手・農地マネジメント課

結果 34

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを要綱に規定する必要がある。

結果 35

財産処分の制限の対象となる資産について、交付先が購入したか否かを確認しておらず、現物確認や台帳との突合は実施していなかった。購入の有無を確認するとともに、最低限、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施する必要がある。

意見 41

効果測定指標を、国で定めた目標値に準じて設定しているが、県の実情に合わせてボトルネックとなっている項目を洗い出し、当該ボトルネックを解消するための指標についても、追加で目標指標として設定することを検討されたい。

⑤農村振興課

結果 36

実績報告資料において、補助金の交付先である市町村から補助対象経費の支出にあたって支出先の現地確認の記録を提出させているが、立会人の記載がないものがあった。交付先の市町村の責任を明確化するためにも、立会人名を必ず記載して提出させる必要がある。

意見 42

農業水利施設整備・診断事業に関する委託業務について、補助金の交付先の市町村によって申請額から実績額への低減の程度が異なっているため、低減の大きな市町村の取り組みを他の市町村にも共有するなどし、補助額の低減の余地がないか検討することが望まれる。

意見 43

効果測定目標指標が、30年間事業を実施して初めて達成したか否かを評価できる指標となっている。より短い周期で測定可能な目標指標の設定を検討することが望ましい。

(9) 県土マネジメント部

① リニア推進・地域交通対策課

結果 37

補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性があるため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

② 県土利用政策課

意見 44

補助金による県への貢献度を把握するためにも、効果検証を実施することが望まれる。

意見 45

10年前に決定した補助額が見直されていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

第3 総括的な所見

補助金等の支出額は一般会計予算のおよそ3割を占め、県の財政に大きな影響を与えている。これは、民間事業者が採算性等の関係で算入できないケースなど、県の施策を進めるにあたって課題が生じた場合の有効な解決手段となることから、庁内の多くの所管課で補助金等が活用されていることが要因と考えられる。そして、各所管課で補助金等の事務を実施できるよう、県は奈良県補助金等交付規則を定め、各所管課はこれに従って事務処理を実施している。しかし、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額に関する課題など、複数の所管課で同様の課題が検出された。これは、補助金等の具体的な事務は各所管課が個別に判断して実施しており、他の所管課の不備事例が十分に庁内で共有されていないことが原因ではないかと考えられる。補助金等の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望まれる。なお、一部の所管課では先進的な取組も実施していたことから、好事例を積極的に庁内で共有していく仕組みづくりも重要であると考えられる。

次に、県の補助金等の特徴として、県が直接事業者に交付するのではなく、国庫補助金を財源に市町村に補助金等を支出するケースが多いことがあげられる。そして、市町村は当該補助金等を財源に事業を実施することになるが、市町村がさらに補助金等として事業者に交付する場合もある。このような補助金等は県の裁量の余地が小さいかもしれないが、市町村を包括する広域の地方公共団体として、市町村に対して助言することが県の役割であると考えられる。例えば、補助金等の交付先の市町村によって事業費の低減割合が異なる事例が検出されたが、市町村ではこのような情報を入手することは難しい。事務的な作業に終始することなく、大局的な視点で事務を遂行されたい。

一方、県単独での補助金等については、必要性の検討が非常に重要となる。効果測定は必須であると考えられるが、一部の補助金は効果測定が実施されていない事例も見受けられた。補助金等は反対給付がないため、支出しただけでは県は恩恵を受けることはできない。事業が実施され、効果が発現して初めて目的が達成されるといえる。今後も、常に補助の必要性の有無の検討を実施していく必要がある。

さらに、補助金等の交付事務について、形式的には要綱等に従っているものの、実質的な検討ができていない事例が見受けられた。例えば、交付先が提出する実績報告書について、その根拠資料との突合のみを実施しているケースである。形式的には手続に瑕疵はないが、実績報告書と交付先の決算書の整合性を確認することで、実績報告書の正確性がより担保されることになる。また、補助事業とそれ以外で支出を按分している場合に、按分基準の妥当性を確認していないケースもあった。交付先には補助事業に係る経費を過大に報告するインセンティブが働くことから、より慎重に確認することが望まれる。

最後に、県では、令和2年度から内部統制制度を導入している。内部統制制度とは、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保するものであり、県では、「奈良県内部統制基本方針」

を定め、これに基づき内部統制の取組を進めている。補助金等の事務についても当然に評価対象となっているが、本報告書が対象とした令和 5 年度の不備報告件数は 0 件であった。県の内部統制制度は、所管課がリスクを識別して自己点検し、不備の有無を報告する仕組みとなっているため、所管課がリスクを適切に識別しなければ不備を発見することはできない。したがって、補助金等に関する事務に限らず、所管課のリスク識別の精度を上げるような仕組みづくりが必要ではないかと考えられる。内部統制制度をより有効なものとする取り組みを検討されたい。

以上